

境界トラブル! できれば、その前に...

- 私の土地に断りもなく物を置かれてしまった。
 - 勝手に塀を作られてしまった。
 - 私の土地に生えている木を切られてしまった。
 - 私の土地を勝手に削られてしまった。
 - 私の土地に勝手に土砂を入れられてしまった。
- などなど……このような境界トラブルの多くは、境界が明確でないためにおこるものです。隣家といつまでも良い関係を保つためにも、トラブルになる前に、土地家屋調査士に依頼して、事前に境界をしっかりと明確にすることをおすすめします。

裁判に頼る、その前に... 境界問題解決センターふくおか

もしも、トラブルになった時は、お気軽に「境界問題解決センターふくおか」にご相談ください。当センターは、当事者の話し合いがうまくいかない場合に、「土地家屋調査士」と「弁護士」が協力して紛争解決の調停をスムーズにすすめ、裁判によらない問題の解決を目指して、お手伝いいたします。



土地の
境界問題は
境界問題解決
センターふくおかへ
ご相談ください。



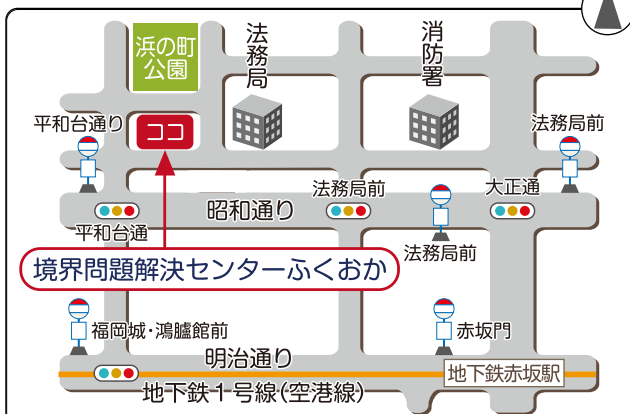
とちかおくちょうさし 土地家屋調査士

土地家屋調査士は、土地家屋調査士法に定められた国家資格者で、土地・建物の表示に関する登記に必要な調査・測量・登記申請などを所有者に代わって行うことを業とする専門家です。

相談と調停

所定の研修を受け会長が任命した土地家屋調査士と福岡県弁護士会の会長が推薦した弁護士が、非公開で双方の言い分をよく聴いた上で公平・中立な立場で話し合いで解決出来るよう、協力して相談と調停を行います。

MAP



受付

まずはお電話を!!

センターをご利用の前に、福岡県土地家屋調査士会などによる**無料相談会**をご案内します。

福岡県土地家屋調査士会
境界問題解決センターふくおか

ADR

Boundary Line Center Fukuoka

〒810-0073
福岡市中央区舞鶴三丁目3番4号
ライフピア舞鶴 201号

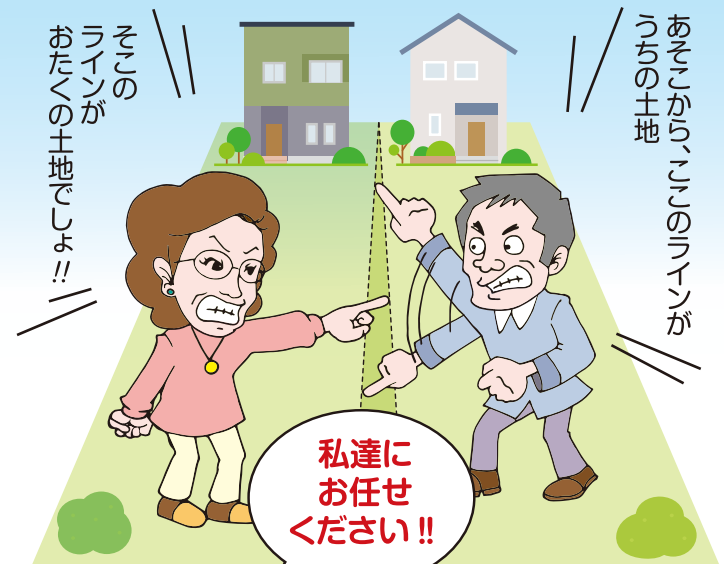
TEL (092) 741-5884
FAX (092) 731-5202



2023.2

境界のトラブル ご相談ください!

土地家屋調査士と弁護士が
問題の解決をお手伝いします。



ADR

Boundary Line Center Fukuoka

